

平成 25 年度の送検状況

1 業種別及び事件の態様別の件数

業種	死亡災害及び重篤な災害の発生	企業の倒産等に伴う賃金不払	告訴・告発等	計
製造業	1	2	0	3
建設業	7	1	1	9
その他	3	6	3	12
計	11	9	4	24

2 主な送検事例

違反条文	事件の概要
安衛法第 21 条 (労働安全衛生規則第 519 条)	建物の解体工事現場において、労働者に高さ 5.5 メートルの屋根の上で作業を行わせるにあたり、墜落防止のための手すりや安全带を取り付けるための設備を設けなかったもの(作業中の労働者が地面に墜落し死亡する労働災害が発生した。)
安衛法第 61 条 (労働安全衛生法施行令第 20 条・労働安全衛生規則第 41 条)	無資格の労働者に、フォークリフト運転技能講習を修了することが義務付けられている最大荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転を行わせたもの(その結果、フォークリフトが周辺で作業していた労働者に接触し、左足を負傷するという労働災害を発生させたもの。以前から労働基準監督署より行政指導を受けていた。)
労働基準法第 24 条	インド料理店を営む事業主が、インド国籍のコックに対し、平成 24 年 9 月から平成 25 年 5 月までの賃金(総額 180 万円)を各所定支払期日に支払わなかったもの(労働者から労働基準監督署への申告があったもの。)